

2013年12月2日

関係各位

野村證券株式会社

本日の証券取引等監視委員会の勧告について

本日、証券取引等監視委員会より、ニッセイ アセット マネジメント(株)、(株)スタッツインベストメントマネジメント、フィノウェイブインベストメンツ(株)の3社が2010年6月から7月に行った内部者取引について、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、課徴金納付命令を発出するよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行ったとの発表がありました。当該発表において、課徴金納付命令の勧告の対象者は、株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員から内部者情報を入手していたと認定されました。本件は弊社の従業員が関与したものであり、お客さまをはじめ、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを、改めてお詫び申し上げます。

弊社は、2012年6月29日ならびに7月26日に公表したとおり、法人関係情報の管理態勢等について自主的な点検・調査を継続するとともに、証券取引等監視委員会の調査にも全面的に協力してまいりました。

弊社は、2012年6月29日に公表した改善策を既に実施しており、その改善策が定着し有効に機能し続けるよう、継続的にモニタリングを実施しております。今後も、これらの施策を通じて再発防止に努めるとともに、管理態勢のさらなる強化を図ってまいります。

以上